

## 鳥取市水道局公開見積合せ実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、鳥取市水道局（以下「水道局」という。）が行う物品の買入れ及び印刷物に係る製造の請負（以下「物品等調達」という。）において実施する公開見積合せの取扱いについて、鳥取市水道局会計規程（昭和49年7月19日鳥取市水道事業管理規程第8号）第137条で準用する鳥取市契約規則（昭和39年4月30日鳥取市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において公開見積合せとは、物品等調達の見積り合わせにおいて、その相手方を特定せずに案件を公開し、参加を希望する者（以下「参加者」という。）から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方法をいう。

### (対象)

第3条 公開見積合せの対象となる物品等調達に係る契約は、1件の契約に係る予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）が次の各号に規定する金額を超えない案件とする。

- (1) 物品の買入れ 80万円
- (2) 印刷物に係る製造の請負 130万円

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。

- (1) 緊急を要するとき。
- (2) 相手方を特定して契約するとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、鳥取市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が公開見積合せによる調達が不適當であると判断したとき。

### (参加資格要件)

第4条 公開見積合せに参加できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 鳥取市水道局が発注する製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等に基づく競争入札参加資格を有する者であること。
- (2) 案件公開から見積書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取市水道局入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月30日制定）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 案件公開から見積書提出日までの間のいずれの日においても会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 鳥取市内に本社、営業所等を有する者であること。ただし、営業所等の場合は、当該営業所等の代理人に対して鳥取市との契約締結の権限を委任する旨の委任状が提出されていること。

2 前項に定めるもののほか、管理者は、案件ごとに必要な要件を定めることができる。

(案件の公開)

第 5 条 案件の公開は、水道局ウェブサイトへの掲載により行う。

2 公開する事項は、発注番号、件名、品名、数量、仕様書、参加資格区分及びその他必要な事項とする。

(案件の公開期間)

第 6 条 案件の公開期間は、原則として毎週月曜日午前 9 時から木曜日午後 3 時までとする。ただし、公開期間の初日又は末日が鳥取市の休日を定める条例（平成元年 3 月 30 日鳥取市条例第 2 号）第 1 条に規定する市の休日にあたる場合は、翌日若しくは前日又は別に設定する日とする。

(見積書の提出日時)

第 7 条 見積書の提出日時は、案件の公開期間の末日午前 9 時から午後 3 時までとする。

(同等品の承認)

第 8 条 仕様書等で同等品を認めている場合は、同等品による参加を認める。

2 同等品による見積書の提出を希望する者は、見積書の提出前に同等品の申請を行い、承認を得るものとする。

3 同等品の申請は、水道局指定の同等品確認書を案件ごとに定めた期日までに当該案件の発注課に提出するものとする。

4 同等品の申請があった場合は、当該案件の見積書提出日の前日までに、承認の可否を連絡するものとする。

5 前項により承認を得た同等品の申請内容に虚偽、錯誤等があり、契約締結後に仕様要件を満たしていないことが判明した場合には、当該仕様書に誤りが認められない限り、その一切の責任は契約の相手方に帰属するものとする。

(見積書の提出)

第 9 条 参加者は、案件ごとに水道局指定の見積書を作成し、見積書の提出日時に提出しなければならない。

- 2 見積書の提出方法は、水道局資産管理課の窓口を設置する投かん箱に投かんするものとする。
- 3 見積書に記入する金額は、原則として税抜価格とする。
- 4 投かんした見積書の書換え、引換え又は撤回をすることは認めないものとする。

(公開見積合せの中止)

第 10 条 公開期間中の案件について、仕様書等に誤りがあるなどの理由により、公開見積合せを公正に執行することができないと認められる場合は、当該案件の公開見積合せを中止することができる。

(見積書の無効)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 第 4 条に規定する参加資格要件を満たさない者が提出した見積書
- (2) 所定の日時に所定の場所に到達しない見積書
- (3) 同一の案件について、同一人がした 2 通以上の見積書
- (4) 指定した方法以外で提出された見積書
- (5) 公開見積合せに関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の法令に抵触する行為を行った者の見積書
- (6) 記載事項に不備がある見積書
- (7) 金額を訂正した見積書
- (8) 見積者の記名押印のない見積書
- (9) 同等品の承認を得ずに提出された見積書
- (10) 錯誤により提出されたと認められる見積書
- (11) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積書
- (12) その他公開見積合せに関する要件に違反した見積書

(契約の相手方の決定)

第 12 条 有効な見積書を提出した者で、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。（以下「税抜き」という。））の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りした者を契約の相手方として決定する。

- 2 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が 2 者以上あるときは、くじ引きで決定する。くじ引きの日程は電話等で速やかに通知し、参加することができない場合には、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせるものとし、見積者は、その結果に異議を申し立てることはできない。
- 3 契約の相手方を決定したときは、電話又はその他確実な方法により、当該相手方に対してのみ通知するものとする。

(落札者がいない場合の手続き)

第 13 条 公開見積合せにおいて、参加者がいない又は予定価格(税抜き)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者がいない場合は、不調とする。

2 公開見積合せにおいて、不調となった場合の案件で、仕様書を変更して行おうとする場合は、再度公開見積合せで行うことができるものとする。

(結果の公表)

第 14 条 公開見積合せによる見積り合わせの結果については、契約の相手方決定後に水道局ウェブサイトに掲載するものとする。

(異議の申立て)

第 15 条 参加者から見積書の提出後に、この要領、仕様書等についての不明又は錯誤等を理由に異議の申立てがあっても、受け付けないものとする。

附 則

この要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行し、同日以降に公開する案件から適用する。